

2014年9月1日

中国 最高人民法院 御中

一般社団法人日本知的財産協会  
アジア戦略プロジェクト  
常務理事 別所 弘和

専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈

(二) (意見募集稿) に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業約900社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)(意見募集稿)について精査させていただきました。

つきましては、下記のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

— 記 —

1. 第3条について

意見募集稿第3条においては、「権利人在専利侵权诉讼中主张的权利要求被专利复审委员会宣告无效的，审理专利侵权纠纷案件的人民法院可以裁定驳回权利人基于该无效权利要求的起诉；有证据证明专利复审委员会宣告专利权无效的決定被生效行政裁判撤销的，权利人可以重新起诉。」と規定されています。この条文を削除することを希望します。

一度、有効となった権利については、“無効が確定”されるまで、その権利は尊重されるべきと考えます。意見募集稿第3条では行政裁判による取消効力が発生している場合に再起訴できることになっていますが、一旦無効審決に基づく訴訟を「驳回」されてしまうと侵害者によって侵害行為が継続される恐れがあります。

「驳回」する必要はなく、従来通り「中止」で充分であると考えますので第3条を削除していただくか、若しくは「驳回を裁定する」を「無効審決が確定するまで中止する」と修正することを希望いたします。

## 2. 第8条について

意見募集稿第8条においては、「涉案专利与另一专利之间存在分案申请等直接关联关系的，人民法院可以运用该另一专利及其专利审查档案、生效的专利授权确权纠纷裁判文书解释涉案专利的权利要求。专利审查档案，包括专利审查、复审、无效过程中专利申请人或者专利权人提交的书面材料，国务院专利行政部门及其专利复审委员会作出的审查意见通知书、会晤记录、口头审理记录、生效的专利复审请求审查决定书和专利权无效宣告请求审查决定书等。」と規定されています。この条文を削除することを希望します。

専利法59条1項では「発明又は実用新案特許権の権利範囲は、その請求項の内容を基準とし、明細書及び図面は請求項の内容の解釈に用いることができる。」と規定されています。当該専利の請求項の解釈は、あくまでもその出願の明細書等に基づいて確定すべきであって、他の出願の影響を受けるべきではありません。たとえ、当該係争専利と直接関係のある出願であっても、両者の間では、請求項の表現も、請求項の範囲も、明細書の記述も異なります。従って、本出願と相違する明細書に基づいて、本出願の請求項の範囲を解釈することは、不合理であって、場合によって、本出願の請求項の範囲を誤って解釈・認定する危険性が非常に高いと思われますので第8条を削除していただくことを希望いたします。

## 3. 第25条について

意見募集稿第25条においては、「権利侵害幫助行為」および「権利侵害教唆行為」について“権利侵害責任法第9条に規定する”との限定が示されています。この“権利侵害責任法第9条に規定する”を削除することを希望します。

権利侵害責任法第9条は、所謂共同侵害に関する連帯責任について規定された条文です。意見募集稿第25条に規定する行為、つまり、他人の専利発明の実施に専ら供される原材料等であることを知りながら他人に提供する行為は、必ずしも共同で行うとは限りません。権利侵害の予備的行為を排除し、健全な商品取引が行われるようにするためにも、このような間接侵害行為を厳しく認定すべきと考えます。

意見募集稿第25条の“権利侵害責任法第9条に規定する”との限定を削除することを希望いたします。

以上

お問い合わせ先：

一般社団法人日本知的財産協会

事務局長 西尾 信彦

TEL：81-3-5205-3433

FAX：81-3-5205-3391

Email：[nishio@jipa.or.jp](mailto:nishio@jipa.or.jp)